

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	益田	中央公論6月号の2次医療圈記事に対するフォロー	中央公論6月号に女子胃がんワースト数字19/344が掲載された（益田圏域）。市民はほとんど知らなかったのも、その事実を告知できていない。せっかくの現実をもっとフォローすべき。	胃がんによる死亡については、全国と比較して島根県が多いことについては、他の統計データからも承知しており、これまでも、様々な機会を通して周知をしているところです。益田市においては、「健康ますだ市21推進協議会」を核とし、地域・関係機関・行政が一体となり健康づくりの取組みが推進されており、こうした場を通じて、がんの現状を含め普及啓発に取り組んでいくことが必要と考えます。	今年度「健康ますだ市21推進協議会」総会が開催され、益田市における直近の健康及び死亡状況について益田保健所から情報提供を行い、今後の活動に向けた情報共有が図られたと聞いております。 今後も様々な機会を通して、がんの現状などについて周知を行って行きます。	健康推進課	益田がんケアサロン	7月26日
2	益田	院内に患者、家族諮問委員会（PFAC）の設置	患者中心医療の実現に向けて、患者家族が院内運営へ主体的に参画する必要性があり、アメリカではパートナーシップのひとつのあり方としてPFACのようなしくみがある洲がある。日本に適した仕組みの構築が必要。	より良い医療を実現するためには、患者・家族の意見を病院の運営に取り入れることが重要です。 県内各病院においては、相談窓口や投書箱の設置など、患者の意見を広く取り入れるための取組をされています。中には、患者が参加する運営協議会を開催されている病院もあります。 病院の運営方針は様々で県で一律にできるものではないため、それぞれの医療機関で取り組んでいただくものと考えています。	公聴会時の回答に同じ	医療政策課	益田がんケアサロン	7月26日
3	益田	在宅医療推進条例の制定 看取り休暇	今後の在宅医療推進のひとつの起爆剤として、条例の必要性がある。全国初のがん条例をつくったごとく、この条例もそうであったりし、その中に看取り休暇もつくり込んだら良いと思うがご意見を伺う。	この条例は法律に基づくものではないため、条例発案には誰が何をどうするかということ具体的に盛り込むことが必要です。 まずは課題や必要性について議論を深め、機運の醸成がはかられることが重要と考えます。	公聴会時の回答に同じ	医療政策課	益田がんケアサロン	7月26日
4	益田	一般市民の緩和ケアの認識	緩和ケアについて政策がなされ、多くの医療提供者の方が関わっていると思われるが、いまだにがん患者を含めた一般の患者にそのことが周知されていない現状がある。当県は今後どのように周知させていくのか（医療提供者中心の会合で当事者不在の机上の施策になっていないか）。	緩和ケアについては、国が定めた「平成29年度までに、がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」という目標を達成すべく、緩和ケア研修会の受講を推進しているところです。緩和ケアの基本的な知識を習得した医療従事者を増やすことで、随時患者に緩和ケアに関する適切な情報を提供できる体制を整えていきます。 また、住民を対象とした、地域座談会や講演会、研修会などの開催に各医療圏域で取り組んでいるところであり、圏域間で取り組み事例を共有し、各医療圏域の現状に合った周知に引き続き取り組んでいきます。	平成28年度も県内のがん診療連携拠点病院等において緩和ケア研修会が計7回実施され、多くのがん診療に携わる医療従事者が受講されました。 また、緩和ケアに関する様々な取組が各医療圏域において計画、実施されており、県としても様々な機会を捉まえて、周知・情報共有を図りました。	健康推進課	ほっとサロン益田	7月26日
5	益田	在宅医療	在宅医療についても、上記と同様の傾向がみられる。	在宅医療を推進するため、各市町村において、介護保険法に基づく「在宅医療・介護連携推進事業」として平成27年度～29年度に集中的に取組が行われています。 また、県民の在宅医療・介護への思いや、より有効な周知方法等について検証するため、今年度、全県対象の住民調査を実施する予定にしております。 これらの取り組みを踏まえ、より効果的な周知に努めます。	平成28年9月に、県民を対象とした在宅医療・介護、終末期医療などに関するアンケート調査を実施しました。 アンケートでは、約6割の方が”自宅で療養できる体制を作るべき”と回答しています。一方、”家族や本人の精神的・身体的負担””経済的負担””在宅医療・介護サービスの提供体制への不安”などが課題として挙がりました。 これらの結果も踏まえ、各市町村が地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築を進めることができるよう、県としても支援を継続していきます。	医療政策課	ほっとサロン益田	7月26日
6	益田	がん患者の支援	がん患者に対して当圏域では手術後のケアがなされていない。一例として、治療による後遺症の一つである、リンパ浮腫は患者に身体的、精神的苦痛をもたらし、QOLを著しく低下させるため、がん診療連携拠点病院において、リンパ浮腫の予防や早期発見、早期の専門的ケア、治療が提供できることが望ましいが、当県ではどのような対応をなされているのか。	島根県がん対策推進計画の全体目標において「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」を掲げ、がんのリンパ浮腫療法に精通した専門職数を計画策定時の7名から平成29年度には16名にまで増やす数値目標を掲げています。これの実現のために県としても「がん対策募金」の活用により、リンパ浮腫治療を行うセラピスト養成のために助成を実施しています。 さらに県内のがん診療拠点病院等においては、がんのリハビリテーション実施者資格取得のため、昨年度から県立中央病院が中心となって「がんのリハビリテーション研修会」を開催され、医師をはじめとした多数の医療専門職が受講されています。今後ともこのような取組が継続されるよう、支援していくつもりです。	平成28年度もがん対策募金の活用により、リンパ浮腫治療を行うセラピストを1名養成しているところです。 さらに、平成28年10月8日には「第2回島根がんのリハビリテーション研修会」が実施され、県が後援を行いました。	健康推進課	ほっとサロン益田	7月26日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
7	益田	がん患者の経済的困窮への対応	がん患者の中には経済的な理由で治療をあきらめている人がいることを当県では把握できているのか（治療の変更、断念）。患者のための支援等の施策は。	各がん診療連携拠点病院や島根県がん診療連携推進病院には「がん相談支援センター」を設置、がん情報提供促進病院でもがん相談を実施しています。経済的な理由で治療を継続することが困難となっている方には、まずはセンター等にご相談いただくことで、各種医療制度のお知らせや、必要に応じて就労支援など他の相談機関へのつなぎを行います。 また、高額な医療費が必要となる、がんの先進治療を受ける方やその御家族の方に対し、実質無利子で医療費ローンが利用できる制度を「がん対策募金」の活用により行っています。	引き続き、「がん相談支援センター」等について県のホームページやがん患者やそのご家族に向けたしまねのがんのサポートブックなどで周知を行い、センター等への相談を勧めています。 加えて、県では、がん患者の就労を支援するため、がん患者の就労支援に関する連絡会を開催しているところですが、平成28年6月より島根大学医学部附属病院のがん患者・家族サポートセンターにて、同じく12月からは県立中央病院がん相談センターにおいてハローワーク出雲の就職支援ナビゲーター（キャリア・コンサルティングの資格や人事労務管理の経験がある専門の就職支援担当者）と附属病院の医療ソーシャルワーカーが連携して、患者の就職を支援する取り組みが始まっています。	健康推進課	ほっとサロン益田	7月26日
8	益田	難病患者に対する「災害対応マニュアル」の作成	ここ数年、地震や大雨などの災害が起こっている。県内でもいつ同じような災害に見舞われるか分からない。災害が起こった際には、行政にお願いすることも多いと思われるが、患者側としても日頃の心がけが必要だと思う。 そこで、難病患者に対しての「災害対応マニュアル」を作成、配布していただきたいと思う。病気や個人の症状によって、被災時に必要なものが変わってくるので、一概には難しいと思うが、災害に備えて準備しておくことや、避難するときの注意事項、必要な医薬品などの管理や入手方法や緊急時連絡先など記したものがあると心構えができやすいと思う。	従来から、在宅で人工呼吸器等使用中の方については、ご意見にあるような「災害時対応マニュアル」を作成し、個別に難病患者ご本人やご家族及び支援者を含めて共有化し、災害時の対応を検討してきています。 ご意見にあるような病気ごとに災害時の備えや注意事項を記載したものについては、平常時から整備していくことは必要だと考えています。 今後具体的な作成については、患者会の皆さまのご意見をいただきながら検討していきます。	現在、災害時対応マニュアルについては、保健師が訪問等で難病患者の皆様と相談しながら作成中です。病気ごとの備え等については、患者会の皆様と相談中です。	健康推進課	藍の葉会	7月26日
9	益田	「まめネット」の活用と啓発	昨年も同様の意見を提出し、回答をいただいているが、公聴会の資料を見ると、やはり益田圏域はまだまだ利用できるところが少ないと思う。逆に病院が多い出雲での加入施設が多いのでは、本来の医師不足を補うためのネットが活用しきれていないのではないかと。 また、加入施設が少ないからか、自分の周りでもまめネットを知らない人が多数いる。テレビのCMなどで見ることもあるので、対策されているのは良くわかるのだが。	御意見のとおり益田圏域では「まめネット」の医療機関等の加入や利活用が低調な状況です。うまく活用すれば地域医療の向上につながると考えており、引き続き医療機関等への周知を図っていきます。 また、まめネットカードの発行数も大きく伸びてはいませんが、引き続き益田赤十字病院及び益田医師会病院に、しまね医療情報ネットワーク協会の普及支援員を派遣して、カードの説明を行い加入促進を図っています。	参加機関数については、まだ16機関に留まっていますが、今年度3施設増加しました。 カード発行枚数も2月末で1,504枚と伸び悩んでおりますが、今年度益田赤十字、益田医師会、松が丘の3病院に普及窓口を設置して頂いたほか、平成29年2月に「ゆめタウン」益田で普及イベントを行うなど、普及啓発に取り組んでいます。	医療政策課	藍の葉会	7月26日
10	益田	レスパイト入院の受入をもっと容易に	レスパイト入院の受入可能病院は益田では2か所あるが、日赤は緊急時には受入ができないことを了解の上、可能と回答があった。だが、それではいろんな旅行等の予約等の予定が立てられないので実際には利用できない。したがって、益田は実質1か所といえる。 受入可能病院を増やしてほしい。 医師会病院も難病患者は専門医がいないので最初拒否されたが、話し合いの上、最終的には受け入れてもらったが、レスパイト入院の受入態勢、心構えが不足していると思う。	在宅で療養しておられる難病患者やご家族にとって、レスパイト入院できる医療機関が身近にあることは、在宅療養生活を継続していく上で、身体的・精神的な負担軽減につながり重要なことと理解しております。 今後も、難病患者やそのご家族のお気持ちを医療機関にも伝えながら、安心して療養生活を送っていただけるよう、患者会の皆さまとも一緒に検討していきたいと考えています。	機会あるごとに、難病患者やそのご家族のお気持ちを医療機関にも伝えながら、安心して療養生活を送っていただけるよう努めています。	健康推進課	ひとまる会	7月26日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
11	益田	看護師不足に工夫を	益田圏域でも看護師は5%不足で、日赤、医師会病院も土日、夜間は重症患者（自力でナースコールを押せない）への対応は十分でないと思う。 人員不足の中でも細かいシフト編成等の工夫で重症患者対応できないのか努力してほしいと思う。	【益田赤十字病院】 当院では、入院患者様の検査等がずれこみ準夜勤務帯に看護業務が輻輳することがあります。このような場合にも、患者様への対応が十分に行われるよう日勤に遅番を設け、業務量に見合った看護師数の確保に努めております。 また、自力でナースコールを押せない患者様への対応として、息を吹きかけやあごを動かすことにより反応するナースコールを導入しております。 【益田医師会病院】 <人員不足について> この件については今に始まった事ではなく、長年に渡る慢性的なものです。ただ最近東部に於いてはほぼ充足かという声も聞こえていますが、看護師においても偏在化が見られます。当院に於いては、その解消のために下記のような多くの自助努力を重ねているつもりです。 1) 求人活動 ・小学生～高校生の体験学習の受入れ ・奨学金制度の導入 ・看護学校訪問 2) 離職防止 ・院内保育所の設立（365日保育、夜間保育） ・多様な雇用形態 ・教育制度の充実（特に離職率の高い新人看護師） ・処遇改善 3) 潜在看護師の登録制度とブランクの長い看護師の教育 <人員不足の中での細かいシフト> 限られた人的資源をどのように配置するかはいつも頭を痛めているところですが、通常業務（入院、手術、検査、治療等）が集中する平日日中の時間帯に人員を厚めにしています。それでも足りない事が多く、そこに短時間雇用職員を充てたりしながら工夫を重ねているのが現状です。よって、それらが通常行われない土曜日を含む休日及び夜間の人員は必然的に平日日中より少ない配置となりますことをご理解ください。	【益田赤十字病院】 公聴会時の回答に同じ 【益田医師会病院】 公聴会時の回答に同じ	益田赤十字病院 益田医師会病院	ひとまる会	7月26日
12	益田	障がい者に優しいまちづくりを	車いすでよく出かけたが、民間業者の設備は非常に劣っている。特にレストラン、美容院、小規模の病院のトイレ等々、車いすに優しい施設ばかり。大阪とは大違いで民間も含めたまちづくりに取り組むべきと思う。	県では、「障がいのある方々や高齢者の方々が生活しやすいまちはすべての人が生活しやすいまち」であるという認識に立ち、平成10年に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安心して自由にかけられるまちづくりを目指しています。 例えば、病院や店舗、行政機関の庁舎など多数の方が利用される公共的施設の階段に手すりを設けることや、階段の段差を識別しやすい色にすることなどの基準を設け、バリアフリー化に取り組んでいます。 また、平成23年度からは、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポート運動」にも取り組んでいます。 今後とも、これらの施策に取り組み、障がいのある方にとって住みやすいまちづくりに努めていきます。	公聴会時の回答に同じ	障がい福祉課	ひとまる会	7月26日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
13	益田	認知症の啓発	2005年以来、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりとして国を挙げて啓発が本格化、新オレンジプランも策定され推進されている。 認知症への関心が高まり、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族に少しづつ寄り添うようなまちになっているところもあれば、認知症ということがクローズアップされ、かえって不安をあおり、なつてはならない病気との意識が強く、予防予防という一面も気になる。 お互いが一人一人として認め合う尊厳を主軸とした啓発が必要。	全国の認知症高齢者の数は2025年(平成37年)には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。 認知症は今やだれもがかかわる可能性のある身近な病気であり、認知症への理解を深めていただくための普及・啓発に取り組んでいく必要があります。 県では、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守っていただく応援者である「認知症サポーター」の養成に市町村と協力して取り組んでいるところ です。 また、「認知症の人と家族の会」の皆さんと共に毎年、街頭キャンペーン等を行っているところです。 こうした取組を進めることで、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送っていただけるよう、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していきます。	県では、市町村や「認知症の人と家族の会」等と連携して、認知症サポーター養成事業やアルツハイマーデーに併せた該当キャンペーン等を実施し、認知症についての理解を深める取組を継続して実施しました。 今後も引き続き、機会を捉えて啓発活動を行う予定としています。	高齢者福祉課	認知症の人を支える家族の会「ぼらりす」	7月26日
14	益田	誰もが一人の人として役割をもち認めあえる場	若年層の認知症の人が自分の出来ることを発揮でき、互いを認め合えるような場。今まで行っていた仕事であったり、自信を持って行えることを行え、認知症だからといって特別扱いされず、ゆつたりとその人らしく、きめ細やかな支えの場が必要。	65歳未満で認知症を発症された若年性認知症の人については、就労や生活費等の経済的な問題が大きく、ご意見のとおり居場所づくりや就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を講じていく必要があるとされています。 県では、若年性認知症の人の実態やニーズ等を把握するため、医療機関を通じて今年度中に調査を実施することとしています。 調査により把握できた状況等をもとに、医療・介護分野や家族の方等の代表で構成する「認知症施策検討委員会」での意見も踏まえながら、若年性認知症施策の展開方策について検討していくことにしています。	県では、若年性認知症コーディネーターの配置等に向け本県における若年性認知症者に係る生活や支援の実態を把握するため、H29年1月に、若年性認知症に関する実態調査を実施しました。調査は受診者の概要を把握する一次調査(医療機関対象)と本人又は家族に回答いただく二次調査からなっており、現在一次調査結果がまとまり検討を開始したところです。 今後はさらに検討を深め、29年度の8月頃を目途に本県の若年性認知症施策(若年性認知症コーディネーターの配置を含む)について方向を示すこととしています。	高齢者福祉課	認知症の人を支える家族の会「ぼらりす」	7月26日
15	益田	人と社会のつながりの必要性	認知症になっても、全てが出来なく、分からなくなるわけではない。マイナスイメージが先行することにより、人や社会とのつながりがたたれることもある。 結果として、家族の負担が大きくなり、介護の低下にもなり、認知症に進む場合もある。 本人や介護家族にとって、そうしたつながりは何より必要だと思う(本人の今の状態を保ち、家族の負担軽減には不可欠)。 認知症になっても、自分を受け入れてもらえる感情はしっかり伝わっていると思う。	認知症の人が地域社会の中でなじんできた暮らしや周囲との関係が継続できるように支援していくことが重要です。 また、認知症の人の状態は、周囲の人やケアの状態を写す鏡である、とも言われており、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援が、認知症の人の生活の改善にもつながる面があります。 そうしたことから、認知症の人やその家族が地域の人々や専門家と情報を共有し、お互いを理解し合うための「認知症カフェ」の設置にも取り組んでいるところです。現在、7市町村に11か所設置されており、今後も市町村と協力して広げていきます。	認知症の人が地域社会の中でなじんできた暮らしや周囲との関係が継続できるように支援していくことが重要です。 また、認知症の人の状態は、周囲の人やケアの状態を写す鏡である、とも言われており、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援が、認知症の人の生活の改善にもつながる面があります。 そうしたことから、認知症の人やその家族が地域の人々や専門家と情報を共有し、お互いを理解し合うための「認知症カフェ」の設置にも取り組んでいるところです。今後も市町村と協力して取組を広げていきます。	高齢者福祉課	認知症の人を支える家族の会「ぼらりす」	7月26日
16	益田	圏域別公聴会をより有意義なものとする工夫	圏域の実状や課題を県として把握するという目的としての「圏域公聴会」の意義はあると思うが、県として開催する圏域に対しての「期待、思い、危惧等」が感じられない。 時間的な制約もあり、全ての課でなくてもよいので、簡略にそうした点をまとめて、そうしたことをベースに話し合いがなされれば、この公聴会がもう少し双方向的なものとなり、より有意義になると思う。 圏域は圏域で、他圏域の取組みを知らない、県全体の実状を知らないという「たこ壺」的状況に陥りやすい傾向がある。 かつての福祉事務所は地域の実状を把握し、それを本庁に伝え、本庁の思いを地域に伝えるという、行政的ソーシャルワークを担っていたと思うのだが、そうしたものが無い今、こうした公聴会が少しでもそうしたものを担う有意義な場となることを願う。	圏域別地域公聴会については、各圏域における保健、医療、福祉に関する地域ニーズや諸課題を把握し、県の施策に活かすことを目的として、これまで11年間実施してきたところです。 この会がより充実したものとなるよう、これまでも、各圏域の状況が横断的に分かる資料の作成などの工夫を加えてきているところです。 さらに今年度は、県からの説明は簡潔にし、意見交換の時間を確保することや、現在、県全体の共通課題と考えている「人材確保対策」をテーマとし、県、市町村、そして、団体のみなさんとの双方向の形で意見交換を行い、課題解決に向かえるよう取り組んでいきたいと考えているところです。 また、この会に関するアンケートを実施することにしており、様々な方の意見を頂戴して、今後ともこの会がより有意義なものとなるよう、更なる工夫を加えていきたいと考えております。	公聴会時の回答に同じ	健康福祉総務課	息域スペース「ボコ・ア・ボコ」	7月26日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
17	益田	J R 益田駅前のロータリーの点字ブロック	J R 益田駅前ロータリーの歩道には、視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）が整備されているが、夕方から深夜未明まで、その真上にラーメン屋台が営業し、視覚障がい者の歩行を阻害しているため、改善を申し入れる（益田視覚障害者福祉協会の要望）。	当該から益田圏域の県道等を管理している益田県土整備事務所に ご要望の内容について相談したところ、現にお困りの方から現状についてお話を伺いたいとのことでした。 お手数ですが、同事務所維持管理部管理第一課（0856-31-9653）あて連絡していただきますようお願いいたします。	貴協会、屋台経営者および益田市、益田警察署、益田県土整備事務所で既に協議の場が設けられた旨、益田県土整備事務所から伺っております。	障がい福祉課	益田市身体障害者福祉協会	7月26日
18	益田	J R 益田駅のトイレ	益田市の玄関口、J R 益田駅のトイレが劣悪な環境である。出入口の段差が20cmと高く、手すりが無い。床のタイルが濡れていることが多く、転倒しやすい状態となっている。 また、男子便所の大便器は2個、女子便所は3個とも全て和式であるため、障がい者はもとより、高齢者にとっても非常に使いづらいトイレである。 よって、次の改善案をJ R に対して働きかけをお願いしたい。 具体例として、 ①隣接地に多目的トイレを新設する。 ②男女の既存和式便器の1か所を洋式便器に変更する。 ③男女の既存トイレ出入口側面の左右に手すりを設置する。	県では、ひとにやさしいまちづくり条例を制定し、多数の方が利用される病院や店舗などの公共施設について、新增築や大規模修繕をする際に満たすべき、廊下や階段、トイレの構造の基準などを定めています。 ご意見にあるJ R の駅も同条例の対象となりますので、大規模修繕等をされる際には、いわゆる洋式トイレや手すりの設置等が必要となります。 県からもJ R へトイレに関する要望があったことをお伝えします。 なお、今年4月から施行された障害者差別解消法において、事業者は必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならないこととされており、各県庁では所管する事業分野に応じて、事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針が作成・周知されています。	県から、地元自治体である益田市及びJ R 益田駅にご要望の内容をお伝えしました。 貴協会、益田市、J R 益田駅で既に協議の場を設けられた旨、市から伺っております。	障がい福祉課	益田市身体障害者福祉協会	7月26日
19	益田	県、市における身体障害者手帳所持者数の差異	島根県立心と体の相談センターの資料によると、益田市の身体障害者手帳保持者数は3,127人（H27年3月31日現在）である。 益田市「安心いきいきプラン」の資料によると、2,600人（H26年10月1日）とある。 調査日に6ヶ月の違いはあるが、500人以上の差異は異常と思える。県、市のどちらの数字が正しいのか、すりあわせをお願いしたい。 （参考：同様のH25年度の数値は、県3,151人、市2,672人である）	ご質問の、身体障害者手帳保持者数の差異については、現在調査中ですので、後日お答えします。	身体障害者手帳所持者数の差異について調査を行ったところ、差異が発生した主な原因としては、市が住民基本台帳の登録をもとに手帳の所持者を管理している一方、県は届出等をもとに所持者を管理しており、死亡の届出が県に提出されなかったことなどが考えられます。 今後、調査結果を踏まえて、随時、所持者数の修正を行ってまいります。	障がい福祉課	益田市身体障害者福祉協会	7月26日
20	益田	成年後見制度	成年後見制度の利用は、裁判所の指導でよく理解できないまま利用し、被後見人等の財産を信託銀行に移された人がいる。最近制度を利用した人より不満が出ている。裁判所に説明に来てもらうよう依頼しても、説明には行かないとの返事だったようだ。 県の方でよく理解できるよう、利用する前に制度についての講習、また、利用後の方の相談にのってもらえないか。	障がいのある方の成年後見制度に関する相談窓口は、市町村や市町村が委託されている相談支援事業者となっています。 県では、成年後見制度の普及啓発や障がいのある方が制度を利用される際の費用助成を市町村が行われる際、一定額を補助しています。 なお、本年5月から施行された成年後見制度利用促進法において、市町村は国が策定する基本計画を勘案して計画を策定することなどが努力義務として定められており、県はその援助をすることとされています。	公聴会当日に益田市からご案内がありましたとおり、成年後見制度に関する相談については、市役所内の地域包括支援センターで受け付けておられます。	障がい福祉課	益田市手をつなぐ育成会	7月26日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
21	益田	自立援助ホーム利用状況 (6月：県内2名、県外3名 7月：県内1名、県外3名)	自立援助ホームを立ち上げて、県内の子どものため にと思い、安定した生活や就労先の開拓もできる限 り、本人の希望を重視して取り組んできているが、県 内児相等からの利用が少なく、現状では、県外からの 受入が主になっている。 就労先を見つけても、長期的な就労にならず、半年 や1年ぐらいの間で、一人前に育ててもらうことには つながらない。本当に短期間ただバイト料をもらって いる様なもので、就労のお願いをするのが心苦しくな る。 県外の子どもは地元へ帰りたいと考えており、益田 へ定住する子どもは少ないと思う。県外からの受入を 断るとホームの運営は成り立たなくなる。何かよい手 段はないものかと悩んでいる。	「自立援助ホーム」は、「義務教育終了後、未だ社 会的自立ができていない20歳未満の児童を対象に、 共同生活をしながら、就職先の開拓や日常生活上の相 談等の援助を行うことにより、社会的自立を支援する ための施設」であり、県内に2箇所（松江市 男子対象 定員6名、益田市 女子対象 定員6名）あります。 国の制度設計では、利用する子どもは就業してい ることが想定されていますが、実際は、様々な困難を抱 え、就業そのものが難しい児童の利用もあり、特に 「雪舟ホーム」では、県西部に保護や支援を要する児 童関係施設が少ないこともあり、施設本来の機能を超 えた役割も担っていただいていると認識しています。 「雪舟ホーム」については、平成26～27年度におい ては、入所児童が4～6名で、そのうち県外からの利用 は1名でしたが、今年度に入り、県内からの利用が減 り、県外からの利用が増えてきています。 これまで培ってこられた就労や自立に向けての支援 のノウハウやネットワークは大変貴重なものであると 考えています。今後とも、県や児童相談所では、「自 立援助ホーム」の周知とともに、子ども・若者支援セ ンターや地域若者サポートステーション、他の児童関 係施設等とも連携し、県内の支援が必要な児童が、自 立に向けて適切な支援を受けることができるよう努め ていきたいと思います。 一方、自立援助ホームは、その施設の特異性から児 童の入退所が激しく、施設の安定運営は以前から課題 となっておりましたが、近年、措置費などの改善がさ れつつある状況です。 引き続き、施設運営の安定化に向けて、実態に即し た職員配置や措置費の拡充を国に対して要望してい ます。	公聴会時の回答に同じ	青少年家庭課	雪舟ホーム	7月26日